一　保安林の所在場所　高知県土佐郡土佐町地蔵寺字鎌久保四五二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鎌久保四五二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年四月三日
農林水産大臣　江藤　拓
一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町八田字白瀧二七二五の四四、字觀音山二七三二の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字觀音山二七三二の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年四月三日
農林水産大臣　江藤　拓
一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷字中久保七四六〇の五、七四六〇の六
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年四月三日
農林水産大臣　江藤　拓
一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷字中久保七四六〇の三（国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年四月三日
農林水産大臣　江藤　拓
一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字内浦一六七五の七・一六七五の八・字アラコ一七六四の六（以上三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年四月三日
農林水産大臣　江藤　拓
一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市赤城町棚下字込山四一七の七・四一七の九・四一八の三（以上三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年四月三日
農林水産大臣　江藤　拓
一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字北城字原ノ巾一五八六一の五・字原ノ浦巾手一五八六二の一・一五八六三の一（以上四筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年四月三日
農林水産大臣　江藤　拓
一　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市安曇一九三八の四一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一九三八の四〇（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和七年四月三日
国土交通大臣　中野　洋昌
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
畑向沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮城県岩沼市北長谷
字舘下
一番三
一〇番一
一〇番一
地先水路敷
一二番一　一号から三号まで
四号から九号まで
十号
十一号から十五号まで
一三番三
一三番二
三一番二
二九番一　十六号及び二十一号から二十三号まで
十七号から二十号まで及び二十四号
二十七号及び二十八号
二十九号から三十七号まで
二十五号
三七番二
地先水路敷
三七番二
三八番　二十六号及び五十号から五十二号まで
四十号から四十六号まで
三七番一　四十七号から四十九号まで
三七番三　五十三号
三五番一　五十四号から五十六号まで
地先道路敷
三一番一　五十七号から六十六号まで
三三番一　六十七号から六十九号まで
二六番　七十号から七十二号まで
二三番一　七十三号から七十五号まで
地先道路敷
二三番一　七十六号から八十二号まで
字袖林　一六番一　三十八号及び三十九号

○国土交通省告示第二百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和七年四月三日
国土交通大臣　中野　洋昌
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
紀の川左支渓三九
二　砂防法第二条の土地の表示
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字兄井字張尾、字狭間谷及び字フトヲの区域内の土地のうち、次の一点から四十三点までを順次結んだ線及び一点と四十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点　北緯三四度一七分一〇秒八四一九　東経一三五度三〇分一一秒四七三二
二点　北緯三四度一七分一一秒五九八五　東経一三五度三〇分一一秒七四〇六